

資格重複状況結果一覧を活用した職権による
国民健康保険資格喪失の事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市国民健康保険の被保険者が、被用者保険等に参加した事実の届出を行っていない場合における国民健康保険の資格喪失の処理(以下「資格喪失処理」という。)に関し必要な事項を定め、正確かつ迅速に被保険者の資格の適正化を図ることを目的とする。

(根拠)

第2条 資格喪失処理にあたっては、「「資格重複状況結果一覧」を活用した国民健康保険の被保険者資格の喪失確認処理に係る取扱いについて」(令和4年11月29日付保国発1129第1号都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長あて厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)に規定された事項を遵守する。

(資格重複状況の確認)

第3条 被用者保険等に参加していることの確認は、医療保険者等向け中間サーバーから提供される資格重複状況結果一覧より行い、次の各号に掲げる条件に該当する国民健康保険の資格喪失届が未提出であると見込まれる者(以下「資格喪失対象者」という。)を抽出するものとする。

- (1) 被用者保険等の資格取得日が国民健康保険の資格取得日と同日または後の日付であること。
- (2) 資格重複状況結果一覧(1月に2回出力)に、2回以上連続して掲載されていること。
- (3) 重複先として、同一の被用者保険等の資格情報が継続して掲載されている者であること。なお、資格情報の掲載期間については、資格重複状況結果一覧上の期間経過フラグ等により判別が可能であること。

2 資格喪失対象者の世帯に他の被保険者がいる場合は、その世帯に属す

るすべての被保険者について、資格重複状況結果一覧に掲載されているか確認するものとする。

- 3 資格喪失対象者の世帯に属する被保険者が資格重複状況結果一覧に掲載されていることが確認できない場合は、その被保険者は資格喪失対象者から除外するものとする。

（資格喪失届出の勧奨）

第4条 市長は、前条の規定により被用者保険等に参加していることが確認された資格喪失対象者が属する世帯の世帯主に対して、国民健康保険脱退の手続きを勧奨する文書を送付し、資格喪失届の提出を促すものとする。

- 2 前項の提出を求めるときは、次の各号を明示するものとする。
 - (1) 重複している保険者の名称および資格取得日
 - (2) 重複している保険者の名称等が誤っていないか確認を求める旨
 - (3) 第1号の保険者情報が誤りであった場合には、被保険者が事業所等に確認を行い、その結果を市に連絡する旨
 - (4) 発送日より1か月以上後の指定日までに資格喪失届の提出がない場合には、市長が資格の職権喪失を行う旨

（職権による資格喪失処理）

第5条 市長は、次の各号のいずれにも該当する場合は、職権により資格喪失処理を行うものとする。

- (1) 前条第1項の勧奨通知の送付後、指定日までに資格喪失届出の提出がないこと。
- (2) 確認できうる最新の資格重複状況結果一覧に掲載されている資格情報と市が市町村事務処理標準システム等で把握している資格情報を突合し、「資格取得日」等の掲載されている情報に齟齬がないこと。
- (3) 住民記録システムにより、資格喪失処理を行う時点において居所不明者でないことを確認できること。

(資格を喪失した旨の通知)

第6条 市長は、前条の規定により資格喪失処理を行った場合は、速やかに当該世帯主に対し、資格喪失した旨明記した資格喪失通知文書により通知しなければならない。

- 2 資格喪失対象者が当該世帯の世帯主であり、資格喪失処理を行うことで当該者が擬制世帯主となる場合には、第1項により通知するとともに、引き続き国民健康保険料の納付義務および国民健康保険法（昭和33年法律第192号）等に基づく届出義務等が発生する旨を通知しなければならない。

(関係書類の保管)

第7条 第5条に規定する資格喪失処理を行った場合の関係書類については、3年間これを保管することとする。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。